

「横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正」に関する意見公募について

横浜市環境影響評価条例施行規則別表第3の「運動施設、レクリエーション施設等の建設」の項の「手続を経ることを要しない修正の要件」について、形質変更区域の位置の場合の要件を変更するため、横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月24日（木）まで（郵送の場合は当日消印有効）

2 意見提出方法

意見提出用紙に御記入のうえ、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

メールアドレス：mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp

横浜市みどり環境局環境影響評価課 宛て

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局環境影響評価課 宛て

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-663-7831

横浜市 みどり環境局環境影響評価課 宛て

(4) 御持参いただく場合

横浜市中区本町6丁目50番地の10 27階

横浜市みどり環境局環境影響評価課 宛て

※受付は平日の午前8時45分から午後5時までとなります。

3 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正について（改正概要）」等を公表しています。環境影響評価課ウェブページからダウンロードしていただけるほか、環境影響評価課、市庁舎3階市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

【環境影響評価課ウェブページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/kaisei/202506ikenkoubo.html>

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

5 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市みどり環境局環境影響評価課

電話番号：045-671-2495

※電話による御意見は御遠慮くださいますよう、お願いいたします。